

紛議調停申立の実状

- 弁護士会別紛議調停新受件数一覧 -

日本弁護士連合会

弁護士の職務に関して紛議が生じた場合は、裁判所その他の外部の機関にその解決を求めるのとは別に、弁護士会が自主的に紛議の当事者双方の主張を聞いたうえ、実情に即した円満な解決を図るため公正妥当な調停を行うのが紛議調停制度である(弁護士法第41条)。

この表は1997年から2000年までの各弁護士会ごとの紛議調停事件の新受件数をまとめたものである。これによると、毎年全国で概ね350件ないし400件ほどの新件が申し立てられていることが分かる。

		1997年	1998年	1999年	2000年
北海道 弁連	札幌	12	8	24	15
	函館	0	0	0	0
	旭川	2	1	0	1
	釧路	1	0	1	0
東北弁連	仙台	6	4	6	6
	福島県	0	0	1	2
	山形県	1	2	1	0
	岩手	0	3	1	4
	秋田	3	1	8	2
	青森県	0	1	0	0
関東弁連	東京	72	87	82	84
	第一東京	29	25	31	34
	第二東京	36	61	53	42
	横浜	12	16	21	5
	埼玉	7	11	2	7
	千葉県	7	10	9	5
	茨城県	1	2	4	22
	栃木県	1	4	1	2
	群馬	3	2	2	3
	静岡県	2	1	2	5
	山梨県	1	0	0	0
	長野県	0	2	4	4
	新潟県	0	0	0	3
	中部弁連	名古屋	19	16	22
三重		0	3	0	4
岐阜県		1	2	4	0
福井		5	0	0	0
金沢		1	0	0	1
富山県		1	0	1	0
近畿弁連	大阪	57	71	58	68
	京都	10	12	4	9
	兵庫県	14	6	5	12
	奈良	2	3	3	2
	滋賀	1	1	0	0
	和歌山	0	0	1	2
中国弁連	広島	1	3	2	5
	山口県	1	1	0	4
	岡山	8	3	2	6
	鳥取県	0	0	0	0
	島根県	0	2	0	1
四国弁連	香川県	3	3	1	3
	徳島	0	0	0	0
	高知	0	1	1	0
	愛媛	3	2	2	0
九州弁連	福岡県	6	12	11	9
	佐賀県	0	2	0	1
	長崎県	3	4	8	3
	大分県	4	6	0	0
	熊本県	6	1	2	2
	鹿児島県	1	0	0	0
	宮崎県	0	0	0	0
沖縄	7	8	8	10	
合計		350	403	388	408